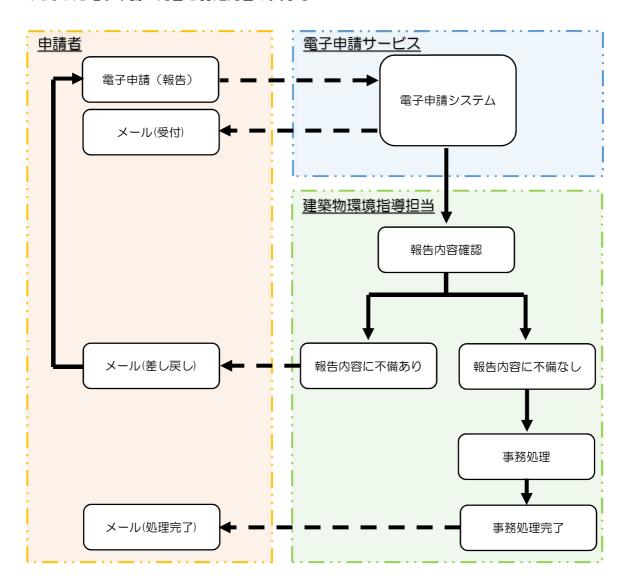
## 認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書の電子申請について

窓口、郵送での受付に加え、電子申請での受付も開始します。

次の事項にご留意いただき電子申請を行ってください。

### 電子申請の流れについて

- ●各届出の電子申請の流れは下図の通りです。電子申請を行い、メール(完了)が届きましたら、各届出 の電子申請は完了です。
  - メール(差し戻し)が届いた場合は、再度電子申請手続きを行ってください。電子申請サービスの Graffer アカウントを使用したログイン後電子申請された場合は、申請内容を引き継ぎ申請すること ができます。アカウントについてはページ(3/3)を参照してください。
- ●差し戻しの場合がありますので、各届出の電子申請の際に不備がないか確認お願いします。 不備として挙げられる例
  - ・入力した電子申請の内容と認定内容が異なる



#### 受付日(報告日)について

●電子申請による受付日は、開庁日の午後3時30分までに申請されれば、当日が受付日(報告日)となります。

午後3時30分以降または閉庁日に申請された場合は、翌開庁日となります。例えば、土曜日(閉庁日) に電子申請をすると、月曜日(翌開庁日)が受付日(報告日)となります。

### 電子申請時の添付データについて

- ●添付データは以下の通りです。電子申請前に PDF 形式でご用意ください。
  - ≪必須≫
  - 検査済証の写し
  - <過去の手続きから異なる代理者による手続きの場合>
  - 委任状
  - <容積率の不算入の特例を適用している場合>
  - ・容積率の特例が適用された部分の完了図面
  - ・容積率の特例の適用部分の写真
  - ・容積率の特例を受けた部分の転用防止の明示状況が確認できる図書
  - 〈事前に名古屋市から工事写真の提出を求められている場合〉
  - 工事写真

# 控えについて

●電子申請サービスでの報告は返信メール(処理完了)にて完了となります。 控えが必要な場合は、窓口又は郵送により提出を行ってください。

#### 郵送による場合

報告書(正副の2部)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書(第5号様式) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し

※報告書の様式は、下記 URL(HP: 低炭素建築物認定制度 書類ダウンロード)からダウンロード してください。

https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/000041806.html

・返信用封筒(切手貼付済のもの若しくはレターパック)に宛先を記載したもの

※報告書に確認印を押印して、返送します。なお、確認印の日付は収受日(名古屋市が開封確認した日) となりますので、報告書の日付欄は空欄としてください。(市側で収受日を記入します) 宛先

**T**460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課建築物環境指導担当

## 電子申請を開始する前の確認事項

●電子申請サービスが行える環境か確認

お使いの PC やスマートフォンが電子申請が行える環境か確認してください。

よくある質問 Q.推奨環境

https://graffer.jp/faq/usaq66

●電子申請サービスを行うための Graffer アカウントの登録

電子申請は、「Graffer アカウントを使用したログイン」と「メールアドレス認証」の2種類いずれかの方法で申請を始められます。同一のアカウントによる過去の申請内容を確認するには、Grffer アカウントからになり「メールアドレス認証」ができませんので、「Graffer アカウントを使用したログイン」を推奨しております。

また、Graffer アカウントは、Google や line のアカウント情報からも登録可能です。

よくある質問 Q.ログイン方法を教えてください

https://graffer.jp/faq/irrgl8

よくある質問 Q.Graffer アカウントの作り方を教えてください

https://graffer.jp/faq/wh3fgw

# その他事項

●電子申請サービスについてのよくある質問が下記 URL からご覧いただけます。

https://graffer.jp/faq/